

改正後	改正前												
<p>様式第2号 削除</p>	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 公 示 通 知 書</p> <p>不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、                  行政手続法第15条第3項                  愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第15条第3項の規定により、下記のとおり公                  示する。                  なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付す                  る。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(行政庁) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1745 974 2552 1417"> <tr> <td>聴 聞 の 件 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の名あて人 となるべき者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 期 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったもの とみなされます。</p>	聴 聞 の 件 名		不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名		不利益処分の名あて人 となるべき者の住所		聴 聞 の 期 日		聴 聞 の 場 所		聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地	
聴 聞 の 件 名													
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名													
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所													
聴 聞 の 期 日													
聴 聞 の 場 所													
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所 在 地													

改正後

改正前

様式第 17 号 削除

様式第17号(第16条関係)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、  
行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項  
愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項  
の規定により、下記のとおり公示する。  
なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつで  
も交付する。

年 月 日

(行政庁)

印

記

不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	
口頭による弁明の機会 付与の有無	
口頭による弁明の機会 付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書  
の送達があったものとみなされます。